

令和7年度
クラウドファンディング型
こどもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金
企画提案募集要項・Q & A

募集期間

令和7年4月7日(月)～令和7年5月9日(金)

申請状況により2次募集を行う場合があります。

静岡県こども家庭課

**令和7年度クラウドファンディング型
こどもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金
企画提案募集要項**

県は、こどもの居場所づくりの活動拡大等に必要な資金調達に取り組む団体等を支援するため、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して寄附金を募集し、補助金として交付します。

ついては、補助金を交付する団体等を選定するため、企画提案を募集します。

1 制度概要

- ・県が募集し、応募のあった企画提案について審査を行い、本事業の対象プロジェクトとして指定します。
- ・県は、指定したプロジェクトを、クラウドファンディング型ふるさと納税ポータルサイトに掲載し、県内外から寄附を募ります。
- ・寄附額があらかじめ設定した目標金額に到達した時点で、同額についてプロジェクト実施団体等に補助金として交付決定します。

○スケジュール

企画提案応募書類提出	令和7年5月9日（金）まで ※当日消印有効
第1次審査(書類審査)結果の通知	令和7年5月下旬
第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年6月中旬
第2次審査(プレゼンテーション) 結果の通知	令和7年6月下旬
ふるさと納税ポータルサイト 運営事業者との調整	令和7年7月
寄附募集	令和7年8月から10月まで
交付申請の提出	別に定める日まで
交付決定の通知	令和7年11月
事業実施	交付決定の通知日以降
実績報告の提出	事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで
交付確定の通知	実績報告の提出があった日から概ね2週間後
請求書の提出※	交付確定の通知が到達した日から起算して10日を経過した日まで
補助金の支払	請求書を受理した日から概ね1か月後

※概算払の承認があった場合はこの限りでない。

2 対象となる事業

こどもの居場所づくりに係る新たな取組であって、特に公益性が高いものと認められる事業

3 対象となる団体等

静岡県内に居住する個人若しくは静岡県内に主たる事務所又は活動拠点を有する団体（法人又は任意団体）。ただし、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している場合は対象外とします。

【本事業における「こどもの居場所」の定義】

無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動で、次のいずれかに該当するもの。ただし、自治体の委託により実施する生活困窮世帯のこどもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業、放課後子供教室は対象外とします。

- ・ こども食堂：食事の提供
- ・ 学習支援：学習習慣の定着、基礎的な学力向上等のための自主学習の支援
- ・ 遊び場の提供：自由に遊び、くつろぐことができる場の提供
- ・ その他、こども同士または地域住民との交流等を行う場の提供

4 対象となる経費

消耗品費、食料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、会場借上料及び備品購入費その他事業の実施に必要と県が認める経費とします。

人件費及び旅費は対象外です。

5 応募

（１）応募期間

令和7年5月9日（金）午後5時まで ※当日消印有効

（２）応募手続き

以下の書類を、下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

なお、持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間としてください。

【提出書類（各1部）】

令和7年度クラウドファンディング型こどもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金企画提案募集要領（以下「要領」という。）4(2)に定める書類

- ア 企画提案応募申込書（要領様式1）
- イ 企画提案書（要領様式2）

- ウ 寄附募集計画書（要領様式 3）
- エ 収支予算書（要領様式 4）
- オ 企画提案応募に係る誓約書（要領様式 5）
- カ その他企画提案を説明するのに必要な書類（日本産業規格 A 4）
- キ 団体等概要（要領様式 6）
- ク 過去 3 期分の決算書及び事業報告書（団体の場合に限る。）
- ケ 定款又は規約の写し（団体の場合に限る。）
- コ 理事、役員又は構成員の名簿（団体の場合に限る。）

◎要領、申請様式等は、県こども家庭課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukenkou/1022313.html>

◎インターネット環境が整っていない方は、郵送にて下記問い合わせ先に返信用封筒（角 2 封筒に返信用切手 270 円を貼付）を同封し、申請書類を請求してください。

◎必要に応じて、参考書類の追加提出を求める場合があります。

6 プロジェクトの選定

（１）審査委員会による選定

- ・提出された企画提案書は、クラウドファンディング型こどもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金審査委員会において、(2)に掲げる審査基準に基づき審査します。
- ・審査は、第 1 次審査（書類審査）を実施し、6 件程度の第 2 次審査対象者を選定した後、第 2 次審査（プレゼンテーション）により、4 件程度のプロジェクトを採択します。

（２）審査基準

- ・以下の事項を基準に審査を行い、プロジェクトを選定します。

【審査基準】

- ア こどもの居場所づくりに係る取組として、新規性があり、かつ、特に公益性が高いものと認められるか。
- イ 具体性のある提案となっているか。
- ウ プロジェクト実施後の展開が考慮されているか。
- エ 提案した事業を確実に実施できる体制を確保しているか。
- オ 期限内に目標金額の寄附を集められる見込があるか。
- カ 事業に見合った適正な経費の積算となっているか。

7 プロジェクト採択後の流れ

(1) 寄附募集の準備

- ・個人からの寄附についてはクラウドファンディング型のふるさと納税制度を活用するため、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者との調整を行います。

(2) 寄附の募集

- ・指定したプロジェクトを、ふるさと納税ポータルサイトに掲載します。
- ・寄附の目標金額は 1,000,000 円以上とし、寄附金額が目標金額まで到達するための情報発信等は、プロジェクト実施団体等が主体的に行います。
- ・寄附の募集期間は概ね 3 か月です。
- ・本事業においては、寄附者に対する県からの返礼品はありません。

【募集期間内に目標額に達した場合及び達しない場合の取扱】

ア 目標額に達した場合

- ・原則として寄附額が目標額に達した時点で募集を終了し、速やかに補助金の交付手続きを行います。(残余期間については、寄附金募集は行いません。)

イ 募集期間中に目標額に達しない場合

- ・プロジェクト実施団体等は県と協議の上、以下のいずれかの方針を選択します。
 - ①目標額と寄附額との差額は自己資金等を充当し、当初の計画どおり実施
 - ②当初の計画から縮小して実施
 - ③プロジェクトの中止
- ・③を選択した場合は、募集した寄附金は県が行うこどもの居場所づくりの支援に充てることとします。

(3) 補助金の交付決定

- ・寄附の募集の後、補助金の交付決定手続きを行います。
- ・手続の詳細は、別途、プロジェクト実施団体等にお知らせします。
- ・なお、補助金の交付は原則として事業実施後ですが、概算払の承認がされたときは、事業完了を待たずに交付されます。

(4) 事業の実施

- ・補助事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行います。
- ・交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手届を提出する必要があります。

8 留意事項

- (1) 提出された応募書類等は返却しません。
- (2) 補助金交付決定日前にかかった経費は補助対象外です。
- (3) 本事業に係る書類等は、原則として公開します。

- (4) 事業実施後、補助金（寄附金）に余剰金が生じた場合は、県が行うこどもの居場所づくりの支援に充てることとします。

【申請書類の提出先及び問合せ先】

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

静岡県健康福祉部 こども家庭課 ひとり親支援班

TEL : 054(221)2365 FAX : 054(221)3521

E-mail : kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

**令和7年度クラウドファンディング型
こどもの居場所づくりプロジェクト事業費補助金
企画提案募集 Q&A**

<こどもの居場所について>

1 Q 「こどもの居場所」は、どこかに登録している必要がありますか。

A 県の「こどもの居場所一覧」へ登録されている「こどもの居場所」が対象となります。現在、登録されていない場合は、交付申請と同時の登録が可能です。

2 Q こどもだけではなく、大人も参加対象としている活動でもいいですか。

A こどもの孤立の解消、人や社会と関わる力の育成、こどもの貧困対策など、こどもの居場所づくりの目的に合致する活動内容であれば、大人と一緒に参加している場合も対象となります。

3 Q こどもの居場所の活動頻度について、一定以上の回数が必要ですか。

A 活動頻度は問いませんが、定期的な活動が対象となります。

4 Q 放課後児童クラブ（学童保育）や放課後等デイサービスは対象となりますか。

A 主として自己資金により運営されている活動が対象であり、利用者負担金（利用料）のほかは国庫等の公費により運営される放課後児童クラブ等は対象となりません。

5 Q 有志の母親等から成るグループが、幼児を預かり、読み聞かせ等を行う活動は対象となりますか。

A 広く地域のこどもを対象とした活動であれば対象となります。
ただし、親同士の交流を主目的とした活動は対象外となります。

6 Q 土日にこどもを預かり遊び場を提供する活動で、利用料を1回当たり3,000円としている場合は対象となりますか。

A 無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動が対象です。「低額」の明確な基準はありませんが、こども食堂における材料費等の実費程度を想定しています。1回当たり3,000円の利用料は他の活動と比較しても「低額」とは言い難く、対象とならないと考えます。

7 Q 市町や県、国等の補助や委託を受けている活動でも対象となりますか。

A 国や自治体、民間団体等の「補助」を受けている活動であっても対象となりま

す。一方で、自治体の「委託」により実施している活動は対象とはなりません。

<申請団体について>

8 Q 1つの団体が複数の場所で実施する場合は、複数の申請ができますか。

A 1団体あたり1件の申請となります。

9 Q 申請者自身がこどもの居場所を運営している必要がありますか。

A プロジェクトの内容がこどもの居場所の設置又は運営に関連する事業であればよく、申請者自身がこどもの居場所を運営している必要はありません。

<プロジェクトの選定について>

10 Q 現在既に実施しているこどもの居場所づくりの取組は対象となりますか。

A こどもの居場所づくりに係る新たな取組を対象とします。現在既に実施している取組は対象となりません。

11 Q プロジェクトの実施期間に制約はありますか。

A プロジェクトは、原則として県からの補助金交付決定通知以後に着手します。ただし、県に事前着手届を提出すれば、交付決定前に着手できる場合もあります。

12 Q プロジェクトの採択予定件数を教えてください。

A 概ね4件程度を予定しています。

<寄附の募集について>

13 Q 寄附金は誰がどのように募集するのですか。

A 寄附金は県が募集し、その寄附金額をプロジェクト実施団体等に助成します。個人からの寄附については、ふるさと納税ポータルサイトを利用して募集します。また、企業等からの寄附も県が受入を行いますので、いずれの場合もプロジェクト実施団体等が直接、寄附を受け入れることはありません。

ただし、寄附金額が目標金額まで到達するための情報発信等は、プロジェクト実施団体等に主体的に行っていただきます。

14 Q ふるさと納税ポータルサイトの利用料等を負担する必要がありますか。

A ふるさと納税ポータルサイトの利用料等は県が負担します。寄附金の募集に当たり、その費用をプロジェクト実施団体等に負担していただくことはありません。

<補助金交付手続について>

15 Q 補助金の交付を受けるために必要な手続きを教えてください。

- A 補助金交付手続は、プロジェクトが採択され、寄附の募集が終わった後に行います。手続の詳細は、別途、プロジェクト実施団体等にお知らせします。
- 手続の内容及びスケジュールは本要項 P 1 を参考としてください。

<消費税仕入控除税額について>

16 Q 消費税仕入控除税額とは何ですか。

- A 消費税は、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じますが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上に対する消費税から課税仕入れに係る消費税を控除する仕組み（「仕入税額控除」という。）が採られています。

一方、補助事業者として交付した補助金については、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外取引）に該当します。

補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するに当たり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。

このため、県では補助金の交付に当たり、消費税仕入控除税額の報告を求めることとし、必要に応じて補助金額を減額することとしています。

17 Q 消費税仕入控除税額についての具体的な手続はどうすればよいですか。また、消費税仕入控除税額があるかどうかの判断方法を教えてください。

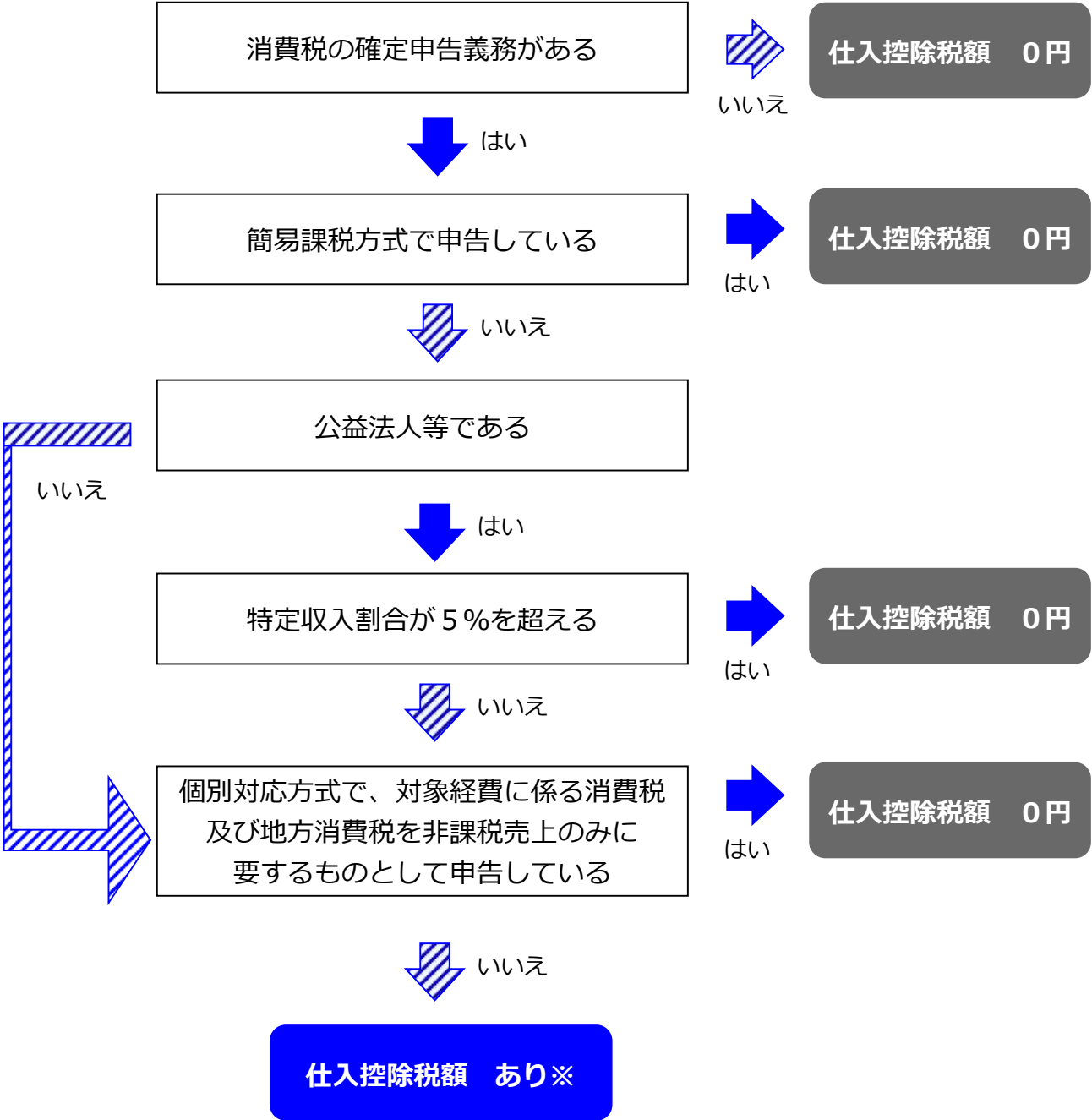
- A 交付申請時に、補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額）が明らかな場合には、交付申請書にその額を記載し、これを補助金所要額から減額して申請してください。

また、実績報告時に補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、その金額を補助金額から減額して報告してください。

さらに、実績報告書を提出した後において、確定申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含みます。）には、その金額を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により報告する必要があります。なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、県から納入通知書（請求書）を発行しますので、金融機関の窓口で納付してください。

消費税仕入控除税額があるかどうかの判定方法は、別紙フローチャートを参照してください。

消費税仕入控除税額の判定について



※返還額が0円の場合でも、報告は必要です。